れいわ 6ねん4がつ1にち つうしょこうつうひじょせいせいど かわります **令和6年4月1日から通所交通費助成制度が変わります。**

平塚市障がい福祉課

変更点①IC料金への統一化

これまでは、公共交通機関の運賃支払い方法について、現金払いとIC払いを選択して申請いただいておりましたが、支払方法にかかわらず、ICはらいりょうきんしたが、支払方法にかかわらず、IC払い料金による助成に統一します。

へんこうでん 2 しきゅうじょうげんがく せってい 変更点②支給上 限額の設定

- ①これまで事業所に通所した日数と定期券の購入有無によって支給額を算定しておりましたが、
 ていきけん こうにゅう う む ししはんき 3かけつ アンランとがいまう かたみち アンランとがいまう かたみち アンランとがいまう かたみち アンダン 大田半期(3か月)ごとに、「通所回数(片道利用は1回、往復利用の場合2回)× IC運賃(片道)」と「6か月定期金額の半額」のいずれか低い額を支給します。
- つうしょさき つうしょかいすう 1 しょんき 3 かげつ しきゅうじょうげんがく 1 0まんえん 2通所先、通所回数にかかわらず、1四半期(3か月)ごとの支給上限額を10万円とします。

へんこうてん 3 じかようしゃつうしょ たいするさんていがく へんこう 変更点3自家用車通所に対する算定額の変更

これまで上海 単価で支給しておりましたが、片道単価で支給します。自家用車の利用が往復の場合にはこれまでと支給額は変わりませんが、片道利用の場合、これまでの半額です。

プラしょきょり かたみち 通所距離 (片道)	きんがく にちがく 金額 (日額)
5 * ロみまん 5 km未満	100元
5キロいじょう10キロみまん 5km以上10km未満	150元
10#ロいじょう 10km以上	250克伦



ううしょきょり かたみち 通所距離 (片道)	金額 (片道)
5キロみまん	5 0 えん
5 km未満	5 0円
5キロいじょう10キロみまん	7.5 えん
5km以上10km未満	7.5 产
10年ロリじょう 10km以上	125点

ちゅういてん

- ていきけん こうにゅう こうにゅうだいきん しきゅう つうしょかいすう ていきけん (1)定期券を購入したからといって購入代金が支給されるわけではありません。通所回数によっては、定期券 こうにゅう うんちんかけるかいすう さんてい きんがく ほう ていがく を購入するより運賃 × 回数で算定した金額の方が低額になりますので、通所回数や方法を考慮し、 ていきけん ごけんとう 定期券を購入するが御検討ください。
- うんちんしていしき I C ていきけん はんばい かながわちゅうおうこうつうばす ろせん ろせんいじょうりょう ばあい かたみち ②運賃指定式 I C 定期券を販売している神奈川中央交通バスの路線を 2 路線以上利用している場合には、片道 うんちん もっともたかいくかん 6 かげっていきけん はんがく じょうげん 運賃が最も高い区間の6か月定期券の半額が上限となりますので御注意ください。運賃指定式 I C 定期券の はようさい かながわちゅうおうこうつう は ー む ペー じとう ごかくにん 詳細については神奈川中央交通(株)のホームページ等で御館認ください。

せいどかいせい ひつよう なぜ制度改正が必要なのか?

できっかし つうしょほうほう つうしょじっせき こうつうひじょせい おこなって こうきょうこうつうきかんとう 平塚市では、通所方法、通所実績によって交通費助成を行ってきましたが、①公共交通機関等における しはらいほうほう たょうか しょう ふくしさ ですりょうしゃ ぞうか しがいじぎょうしょりょうきぼう ぞうかとう ざいせいふたん 支払い方法の多様化、②障がい福祉サービス利用者の増加、③市外事業所利用希望の増加等により、財政負担、 じょうふたん ねんねんぞうか 事務負担が年々増加しています。

こうべいせい かくほ じんぞく かくじつ しきゅう おこなって こうへいせい かくほ ウ後も継続的に交通費助成を行っていくため、また公平性を確保するとともに迅速・確実な支給を行って せいどかいせい おこなう いくため、制度改正を行うことにしました。

≪問合せ先≫

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市役所 障がい福祉課 地域生活支援担当 西答 電話 0463-21-8774 (直通)